

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和８年第３回定例会

1 案件名

議案第８８号 佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

2 概要

異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺における災害応急作業等の業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給額を改める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

理由：令和８年４月８日に人事院規則が改正され、国家公務員における災害応急作業等手当の額が改定されたことに伴い、国家公務員に準じて、本市の職員の災害応急作業等手当の額についても、同様の措置を講じようとするもの。

内容：災害応急作業等手当の上限額を「２，１６０円」から「２，８８０円」に改める。

4 その他の事項

施行日 公布の日（令和８年４月１日から遡及適用）